

松浦市木育啓発玩具セット（移動おもちゃ箱）貸出し要領

（目的）

第1条 この要領は、松浦市木育啓発玩具セット（移動おもちゃ箱）（以下「移動おもちゃ箱」という。）を貸出すことにより、市民が木と触れ合い、木材の特性とすばらしさを体感できる機会を提供することで、木育啓発の一層の推進を図ることを目的とする。

（利用基準）

第2条 移動おもちゃ箱の貸出しを利用できる団体は、市内に在住又は市内に主たる活動拠点がある団体で、木育、子育て支援、遊びの提供又は子どもに対する教育若しくは保育を実施する団体。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 移動おもちゃ箱の正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき
- (2) 移動おもちゃ箱を個人的に使用するとき
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- (6) 移動おもちゃ箱を営利目的で使用するおそれのあるとき。
- (7) 前6号に掲げるもののほか、市長が不相当であると認めるとき。

（利用申請）

第3条 移動おもちゃ箱を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、松浦市移動おもちゃ箱利用申請書（様式第1号。以下「利用申請書」という。）を利用日の1週間前までに市長へ提出しなければならない。

- 2 前項に規定する申請は、利用しようとする日の1月前からできるものとする。

（利用承認等）

第4条 市長は、前条の規定により利用申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、利用を承認するときは、申請者に松浦市移動おもちゃ箱利用承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の承認をする場合において、必要があるときは、条件を付することができる。
- 3 市長は、第1項の審査の結果、利用を承認しないときは、申請者に松浦市移動おもちゃ箱利用不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(利用期間)

第5条 移動おもちゃ箱を利用できる期間は、1週間以内とする。

2 移動おもちゃ箱は、平日9時から17時までに松浦市子育てこども課で借受及び返却しなければならない。

(利用料)

第6条 移動おもちゃ箱の利用料は、無料とする。

(遵守事項)

第7条 第4条第1項の規定により、利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用承認を受けた内容にのみ利用し、市長が付した利用条件に従うこと。
- (2) 移動おもちゃ箱を目的に反して利用し、譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。
- (3) 貸出しに伴う搬出及び搬入は、直接利用者が行うこと。
- (4) 移動おもちゃ箱の改変等はしないこと。
- (5) 松浦市のイメージを損なう利用をしないこと。
- (6) 移動おもちゃ箱を故意に破損又は汚損した場合は、利用者の責任と負担により修復、クリーニングなど、原状に復さなければならない。修復又はクリーニングが困難な場合は、利用者が実費弁償をしなければならない。
- (7) 別に定める松浦市移動おもちゃ箱利用留意事項に基づき、正しく利用すること。

(利用承認の取消し)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用承認を取り消すことができる。

- (1) この要領に違反した場合、又は違反する恐れがあるとき。
- (2) 申請に虚偽又は不正があったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により利用の承認を取り消したときは、松浦市移動おもちゃ箱利用承認取消書(様式第4号。以下「利用承認取消書」という。)により通知するものとする。

3 第1項の規定により利用承認を取り消した場合において、利用者に損害が生じても、市は、その責めを負わない。

(報告)

第9条 利用者は、松浦市移動おもちゃ箱利用報告書(様式第5号)を利用後速やかに市長へ提出しなければならない。

(免責事項)

第10条 移動おもちゃ箱の利用によって利用者が受けた被害又は利用者

が第三者又は利用者が第三者に対して損害若しくは損失を与えた場合でも、市は、損害賠償、損害補償その他法律上の責任を一切負わないものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、移動おもちゃ箱の利用に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。